

# 総務文教常任委員会

H30. 4. 25 (水)

午後1時30分～

全員協議会室

## 1 開 議

## 2 案 件

(1) ふるさと納税活用事業について (市長公室、生涯学習部、総務部、教育部)

- ①自治会指定寄附について
- ②学校指定寄附について
- ③ (仮称) 梅岩の里整備事業について

(2) 行政報告

- ①亀岡市税条例等の一部改正について (専決処分) (総務部)
- ②亀岡市税条例等の一部改正 (案) について (総務部)
- ③亀岡市立幼稚園条例の一部改正について (専決処分) (教育部)

(3) 行政視察に係る事前調査について

- ①視察行程について
- ②視察目的及び視察項目の概要等について
- ③調査事項の抽出

## 3 その他

(1) 次回の日程について

平成30年4月25日

総務文教常任委員会

提出資料

(ふるさと納税活用事業)

市長公室

生涯学習部

総務部

教育部

## ふるさと納税活用事業について

ふるさと納税で、自らの出身地や母校、所縁のある地域・学校等を直接的に支援することのできる制度として、次の(1)(2)の用途指定寄附を設定します。

また、「京都・亀岡ふるさと力向上寄附金」(用途選択式・返礼品有)の用途メニューとして、新たに(3)の事業指定寄附を追加します。

(平成29年度に実施した「明智光秀像建立事業」指定寄附と同様。)

種 別	(1) 自治会指定寄附	(2) 学校指定寄附	(3) 事業指定寄附
事業名称	(仮称) ふるさと亀岡 自治活動応援交付金	(仮称) 京都亀岡 学校応援事業	(仮称) 梅岩の里 生誕地整備事業
寄 附 先	亀岡市	亀岡市	亀岡市
募集対象	個人(市外・市内) ※団体も可(ふるさと納税による税控除の対象外)		
返 礼 品	なし	なし	あり(市外者のみ)
申込方法	・郵便振替用紙 (支援する町名等を記載) ※旧町や区を指定することも可。	・郵便振替用紙 (支援する学校等を記載)	・インターネット申込サイト (市外の個人のみ) ・郵便振替用紙 (市内の個人・団体用)

※受け入れた各寄附金は、一旦各基金に積立て、用途指定に沿った運用を行う。

## (仮称) ふるさと亀岡自治活動応援交付金について

総務部自治防災課

### 1 趣旨・目的

自治会及び区等（以下、自治会等）が実施する地域活動の活性化を図るため、ふるさと納税（寄附）を活用して、自治会等の運営や事業に必要な経費等をふるさと亀岡自治活動応援交付金として交付するものです。

### 2 交付金の効果

- ①自治会等の自主努力によって確保した寄附金額に応じて交付金を受けることで、自主財源を増加させることができる。
- ②使途について自由度の高い交付金とすることで、自治会等の運営や事業に必要な経費など、地域が自ら使途を決定し、地域の特色に応じた使い方ができる。
- ③寄附の呼びかけによって、地域の出身者や応援者とのつながりが生まれ、関係人口の増加が期待できる。

### 3 各自治会等への交付金額

亀岡市に入ってきた寄附金を指定地域毎に1年間の寄附金額を集計し、ふるさと納税額の1/2相当額を翌年度に指定地域へ交付します。残りは、亀岡市の自治推進経費に充当することとします。

### 4 交付金の使途

自治会等の運営経費や事業経費に充当することができます。ただし、役員報酬・食料費等への充当は除外とします。

#### 具体的な活用例

- ・防犯灯の管理、防災・防犯・消防資機材・備品の購入及び施設整備など
- ・介護予防教室や敬老会などの高齢者支援活動、子育て支援活動など
- ・夏祭り、盆踊り、運動会、文化祭などの年中行事など
- ・集会所の整備、地域内の道路・水路の整備、地域内の公園・広場の整備など
- ・地域内清掃や不法投棄物の回収にかかる処分費などの美化活動など
- ・自治会等の運営費（水道光熱費、会報紙の印刷費、自治会活動保険料など）

裏面あり

## 5 ふるさと納税の募集

亀岡市から「自治活動応援寄附」専用リーフレットの郵便振替用紙を自治会等に配布し、自治会自ら地域の出身者や応援者にふるさと納税の呼びかけを行うこととします。なお、ふるさと納税による返礼品の贈呈は行いません。

## 6 ふるさと納税の方法

郵便振替用紙に寄附を希望する町名（必要に応じて旧単位自治会や区等まで指定可能）を記入のうえ、郵便局から納付していただきます。

## 7 今後のスケジュール

平成30年5月25日（金）	第1回自治委員会議にて説明
5月 末日	ふるさと納税制度・ホームページ作成等に関する説明会

## (仮称) 京都亀岡 学校応援事業について

亀岡市教育委員会教育総務課

### 1 趣旨・目的

「是非とも母校を応援したい」「頑張っている亀岡の学校に何かしたい」「我が子の通う学校の学習環境の整備に役立ててほしい」といった思いをお持ちの方々から、市内小・中・義務教育学校を指定していただき、「ふるさと納税」による寄附を募るものです。

ふるさと亀岡の未来を担う子どもたちが、より良い教育環境の中で、充実した学校生活を過ごせるよう環境整備をまいります。

### 2 交付金の効果

- ①学校が自主努力によって確保した寄附金額に応じて配分を受けることができ、各学校の意向による一層の学校振興が図れる。
- ②用途については学校の判断による自由度の高いものとし、学校自らが寄附の活用計画を立てる中で、各学校の特色に応じた使い方ができる。
- ③寄附の呼びかけによって、学校と卒業生とのつながりが生まれるとともに、地域との連携の深まりも期待できる。

### 3 学校への配分額

亀岡市に入ってきた寄附金を指定学校毎に集計し、ふるさと納税額の1/2相当額を指定された学校へ配分します。残りは、亀岡市の教育振興に係る経費に充当することとします。

### 4 交付金の使途

各学校における教育活動（クラブ活動含む）の充実と発展を図るため、学校が必要とする経費に対して充当することができます。ただし、教職員の給与手当、飲食等に係る経費への充当は除外とします。

#### 具体的な活用例

- ・学校備品の購入、クラブ活動の充実に係る経費、ふるさと学習や伝統文化の継承等に係る経費、消耗品類の購入、周年事業の経費等

裏面あり

## 5 ふるさと納税の募集

「京都亀岡 学校応援事業」専用リーフレットの郵便振替用紙を各学校や関係機関などに配布し、学校を含めて様々な場面でふるさと納税の呼びかけを行うこととします。なお、ふるさと納税による返礼品の贈呈は行いません。

## 6 ふるさと納税の方法

郵便振替用紙に寄附を希望する学校名を記入のうえ、郵便局から納付していただきます。

## 7 今後のスケジュール

平成30年5月開催の小・中・義務教育学校長・幼稚園長会議、小学校長会議、中学校長会議、亀岡市教育委員会において説明します。

# (仮称) 梅岩の里生誕地整備事業について

生涯学習部市民力推進課

## 1 趣旨・目的

亀岡が輩出した石門心学の祖石田梅岩先生を顕彰し、その功績を市内外に発信するとともに、生誕地周辺を整備し、多様な学習を提供できる拠点とすることを趣旨・目的とします。

## 2 事業概要

現在の石田梅岩記念館は、昭和41年9月に開館してから50年が経過し、施設の老朽化が著しい状況です。

記念館の建替、更新と併せ、生誕地一帯の整備を行い、保存・継承を図るものです。

## 3 スケジュール〔予定〕

記念館建替、生誕地整備に係る実施設計	平成31～32年度
整備工事〔記念館建替・梅岩公園整備等〕	平成32～34年度

## 4 事業費見込み

全体事業費	未定
実施設計費	10,000千円
事務費等	3,000千円

記念館建替・梅岩公園整備工事費は、今後、積算予定  
ふるさと納税目標金額は200,000千円とする。

## 5 施設の設置主体と整備後の管理運営について

当該施設は、亀岡市の施設として整備する予定です。  
また、整備後については、指定管理者を選定し、管理運営に供する予定です。

総務文教常任委員会 提出資料

総 務 部 税 務 課

平成30年4月25日

## 亀岡市税条例にかかる一部改正 資料

平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、法改正に合わせて改正が必要な部分について、亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

また、平成30年度税制改正による専決処分以外の一部改正については、亀岡市議会定例会6月議会に提案します。

### 主な改正内容

(専決分)

- 1 平成30年度の固定資産税の評価替えに伴う負担水準の急激な上昇を防ぐため、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を平成32年度（現行：平成29年度）まで3年延長。
- 2 新築住宅に係る固定資産税の減額措置（軽減割合1/2）について、その対象資産の新築期限を平成32年3月31日（現行：平成30年3月31日）まで2年延長。
- 3 バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置（当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税額の1/3に相当する金額を減額等）を創設。

(6月議会提案予定：わがまち特例関係)

- 4 固定資産税の課税標準の特例措置を変更し、又は設ける。
  - (1) 生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置について（別紙1）
  - (2) 公害防止用設備及び再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について（別紙2）

## 生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置について

生産性向上特別措置法(仮称)の規定により市町村が作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の特例措置が講じられます。

### 特例措置の内容

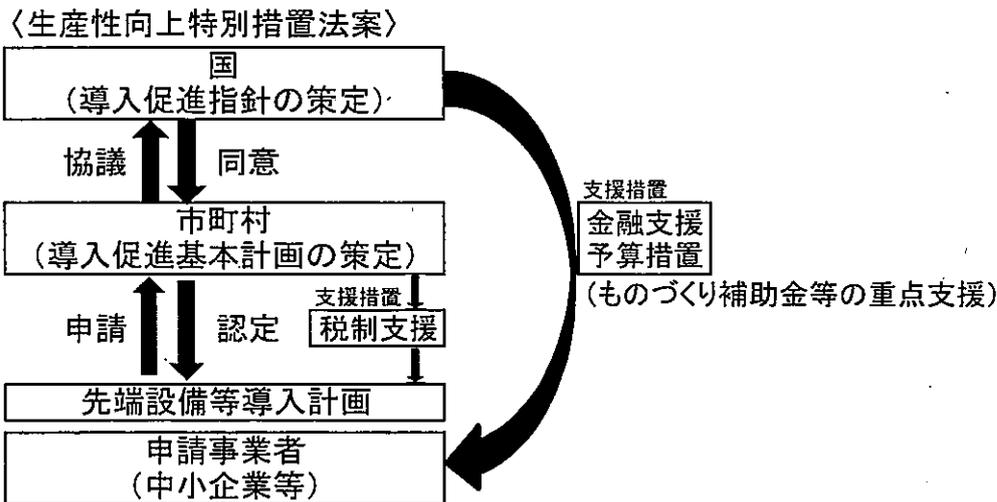
○以下の要件を満たす設備投資を対象

- ①市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資
  - ・中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
  - ・企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定
- ②真に生産性革命を実現するための設備投資
  - ・導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資
- ③企業の収益向上に直接つながる設備投資
  - ・生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資

○特例率は、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合とする。

○当該特例措置は、集中投資期間(平成30年度～32年度)に限定

### 改正概要【適用期限:平成32年度末まで】



対象者 (※1)	中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等)のうち、先端設備等導入計画の認定(労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致)を受けた者 (大企業の子会社を除く)
対象設備 (※1)	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】 ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備(※2)(60万円以上/14年以内)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間 ゼロ～1/2(※3)に軽減

※1 市町村によって異なる場合あり    ※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く  
 ※3 市町村の条例で定める割合

☆平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。(削除規定は平成31年4月1日施行)

## 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置について

水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設について、特例割合が変更となります。

【特例に係る取得時期】 条例の施行日～平成32年3月31日（適用期限を2年間延長）

【特例に係る適用期間】 期限なし

【特例率】  $1/3 \Rightarrow 1/2$ （参酌率）

※バーク処理施設（廃液中から樹皮を除去する装置）は適用対象から除外されます。

## 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について

太陽光発電設備などの再生可能エネルギー発電設備に関する課税標準の特例の対象となる資産と特例割合が変更となります。

【特例に係る取得時期】 条例の施行日～平成32年3月31日（適用期限を2年間延長）

【特例に係る適用期間】 新たに固定資産税が課されることになった年度から3年度分

【特例対象資産と特例率の変更比較表】

（改正前、特例率は参酌率）

（改正後、特例率は参酌率）

特例対象資産	特例率		特例対象資産	特例率	
太陽光発電設備 （10kw以上）	2/3	➔	太陽光発電設備 （10kw以上）	1,000kw以上	3/4
				1,000kw未満	2/3
風力発電設備	2/3	➔	風力発電設備	20kw以上	2/3
				20kw未満	3/4
水力発電設備	1/2	➔	水力発電設備	5,000kw以上	2/3
				5,000kw未満	1/2
地熱発電設備	1/2	➔	地熱発電設備	1,000kw以上	1/2
				1,000kw未満	2/3
バイオマス発電設備 （20,000kw未満）	1/2	➔	バイオマス発電設備 （20,000kw未満）	10,000kw以上	2/3
				10,000kw未満	1/2

※太陽光発電設備については、固定価格買取制度の認定を受けたものを除外し、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限りません。

※太陽光発電設備以外の対象設備については、固定価格買取制度の認定を受けたものに限りません。

総務文教常任委員会 資料

平成30年4月25日(水)

教 育 部

## 亀岡市立幼稚園条例の一部改正について

### 1 改正理由

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正（平成30年4月1日施行）に伴い、1号認定保育料と亀岡市立幼稚園保育料の均衡を図るため、亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する。

### 2 改正内容

- ① 現行の第2階層の保育料3,000円を第2階層と第3階層に分け、第2階層の保育料を1,000円に第3階層の保育料を2,400円とする。
- ② 現行の第3階層の保育料7,000円を4つに分け、第4階層から第7階層とし、第4階層の保育料を5,000円、第5階層の保育料を6,000円、第6階層の保育料を6,500円、第7階層の保育料を7,000円とする。
- ③ ひとり親等世帯のうち、第4階層から第7階層までの第1子の保育料を2,400円（第3階層と同じ額）とする。

【保育料】第3条関係

	現行		改正案		＜参考＞1号認定保育料	
	第1階層	0円	第1階層	0円	A	0円
生活保護世帯	第1階層	0円	第1階層	0円	A	0円
市民税非課税世帯	第2階層	3,000円	第2階層	1,000円	B	1,000円
均等割のみ (～約270万円)			第3階層	2,400円	C1	2,400円
市民税所得割 1円以上 10,000円未満	第3階層	7,000円	第4階層	5,000円	C2	5,000円
市民税所得割 10,000円以上 48,600円未満			第5階層	6,000円	C3	6,000円
市民税所得割 48,600円以上 57,000円未満			第6階層	6,500円	C4	6,500円
市民税所得割 57,000円以上 77,101円未満 (～約360万円)			第7階層	7,000円	C5～C7 (77,101円未 満)	7,000円 ～ 8,000円
市民税所得割 77,101円以上 211,201円未満 (～約680万円)	第4階層	9,000円	第8階層	9,000円	C8～C13 (211,201円未 満)	10,000円 ～ 16,400円
市民税所得割 211,201円以上 (約680万円～)	第5階層	11,000円	第9階層	11,000円	C13 (211,201円以 上) ～C15	16,400円 ～ 20,500円

※多子世帯に対して、小学校3年生以下の年長者から数えて第2子半額、第3子無償とする。  
ただし、第2階層から第7階層までの世帯の子供の年齢制限はなく、第2階層から第3階層までの世帯においては、第2子から無償とする。また、第8階層の世帯は、京都府第3子以降保育料無償化事業費補助金により18歳以下の年長者から数えて第3子以降は無償とする。

※ひとり親等世帯については、第2階層から第7階層までの世帯の子供の年齢制限はなく、第2階層と第3階層の世帯は、第1子から無償とし、第4階層から第7階層までの世帯の第1子は2,400円、第2子以降は無償とする。

※市民税所得割課税額のカッコ内の年収は、夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合の金額で、おおまかな目安。

2 施行日 平成30年4月1日から適用

平成30年4月25日

委員各位

総務文教常任委員長 奥野正三  
(公印省略)

総務文教常任委員会行政視察の実施について

下記のとおり、総務文教常任委員会の行政視察を実施いたしますので、繰り合わせ御参加くださるよう通知します。

記

- 1 日 時 平成30年5月14日(月)、15日(火)、16日(水)
- 2 視 察 先 福岡県大野城市、福岡県筑後市、佐賀県唐津市
- 3 調査事項
  - ◎大野城市〔5月14日(月) 13時30分～15時30分〕
    - ・統合型行政評価システム(公共サービスDOCK事業)について
  - ◎筑後市〔5月15日(火) 10時00分～12時00分〕
    - ・定住促進事業について
  - ◎唐津市〔5月16日(水) 9時30分～11時30分〕
    - ・学校統廃合について
    - ・ICTを利用した教育推進事業について
- 4 行 程 表 別添

## 総務文教常任委員会行政視察行程表

### 1. 視察市

視察先	市制施行	人口	面積	議員定数	電話	視察事項
大野城市 (福岡県)	昭 47. 4. 1	100, 260 人	26. 89 (平方キロ)	20 人	092(580) 1938	・ 統合型行政評価システム (公共サービス D O C K 事業) について
筑後市 (福岡県)	昭 29. 4. 1	49, 240 人	41. 78 (平方キロ)	19 人	0942(53) 4013	・ 定住促進事業について
唐津市 (佐賀県)	平 17. 1. 1	124, 171 人	487. 54 (平方キロ)	30 人	0955(72) 9162	・ 学校統廃合について ・ I C T を利用した教育推進事業について

### 2. 行程表

5/14 (月)	JR 山陰本線 亀岡駅 → 京都駅 → 博多駅 → 大野城市視察 → 8:04 8:27 8:49 11:33 11:41 11:51 13:30~15:30 JR 鹿児島本線 (快速) のぞみ 5 号 JR 鹿児島本線 (快速) 大野城市視察 → 鳥栖駅 → 羽犬塚駅 → ホテル 15:52 16:11 16:18 16:45	(泊) 〒833-0031 福岡県筑後市山ノ井 138-22 ホテルエルモン TEL:0942-53-2008 筑後市泊
5/15 (火)	ホテル → 筑後市視察 <昼食> → 羽犬塚駅 → 鳥栖駅 → 佐賀駅 → 9:30 10:00~12:00 13:12 13:32 13:44 14:11 14:38 JR 鹿児島本線 (快速) JR 長崎本線 JR 唐津線 唐津駅 → ホテル 15:45	(泊) 〒847-0063 佐賀県唐津市東町 1-9 唐津第一ホテル リバー TEL:0955-75-2000 唐津市泊
5/16 (水)	ホテル → 唐津市視察 <昼食> → 唐津駅 → 姪浜駅 → 博多駅 → 京都駅 → 亀岡駅 9:00 9:30~11:30 13:07 14:15 14:16 14:36 15:10 17:54 18:08 18:29 JR 筑肥線 福岡地下鉄空港線 のぞみ 42 号 JR 山陰本線	